

# 愛媛地理学会会則

昭和 42 年 5 月 27 日制定、昭和 44 年 5 月 31 日一部改正、昭和 63 年 6 月 18 日一部改正、  
平成 28 年 6 月 18 日一部改正、平成 30 年 6 月 23 日一部改正

1. 本会は、愛媛地理学会と称す。
2. 本会の事務局は当分の間、松山市文京町愛媛大学法文学部地理学教室に置く。
3. 本会は次の目的をもって諸活動を行う。

## 「目的」

地理学研究の推進ならびに地理的知識の普及向上をはかる。あわせて、広く関連する文化・社会・自然諸科学系統の普及向上にもつとめる。

## 「活動」

- (1) 総会は毎年 1 回開催する。
  - (2) 研究会・講演会を随時開催し、必要に応じて臨地研究活動を行う。
  - (3) 機関誌、会報等の発刊を行う。
4. 本会には、次の会員をもって組織する。
    - (1) 正会員：地理学研究者ならびにこれに準ずるもの。
    - (2) 賛助会員：本学会のため賛助会費を納入したもの。
  5. 本会には次の役員をおくことができる。
    - (1) 会長は 1 名。副会長・顧問は必要に応じて置くことができる。総務は会長を補佐する。
    - (2) 会務の執行にあたって、正会員の編集・会計・監査などの役務担当常任理事をおくことができる。学外正会員より副会長常任理事を選ぶことができる。
    - (3) 上記役員は総会で選出され、任期は 1 か年とする。ただし再任をさまたげない。
  6. 会 費
    - (1) 当分の間正会員は年額 1,500 円を納入することとする。賛助会員会費は 1 口年額 3,000 円とする。
  7. 附 則  
本会則は昭和 42 年 5 月 27 日から施行する。会則は常任理事会に提案し、総会の議決をへて変更することができる。

## 『愛媛の地理』投稿規定

(昭和 61 年規定、平成 22 年 6 月改定、平成 28 年 6 月改定、平成 30 年 6 月改定)

### 1. 投稿の原則

投稿者：愛媛地理学会会員に限る。連名による投稿の場合は筆頭著者が本会員であること。  
原稿の内容：地理学および関連分野に関する未公開のもの。  
原稿の体制：投稿規定 2～4 に従うものとする。

### 2. 原稿の種類

論文：オリジナルな研究論文。学会などで十分討議されていることを原則とする。  
研究ノート：研究の中間報告、地域調査の報告、研究ノートに対する討議など。  
展望：既存の研究成果の検討、研究史、研究動向、将来への展望など。

フォーラム：地理学の研究・教育に関する情報・資料や提案、地理教育実践報告、紀行文など。

書評・紹介：原則として単行本の批評と紹介。

卒業論文・修士論文要旨：地理学専攻学生または地理学を主として履修した学生の卒業論文・修士論文の要旨。

報告：主として学会報告など。

### 3. 原稿の構成および長さ

原稿は原則として和文とし、表題、和文要旨（400字程度。論文、展望、研究ノート、フォーラムのみ）、本文（図表類を含む）、注、文献、欧文表題、欧文著者名より構成する。欧文による投稿の場合は事前に学会事務局に問いあわせること。

〈論文・展望〉：本文、図表類、和文要旨、注、文献、欧文要旨（1,000語以内、著者の自由）などを含み刷り上がり14頁以内（本誌1頁は、文字のみの場合約2,000字）。

〈研究ノート・フォーラム〉：構成は論文に準じ、長さは刷り上がり5頁以内。欧文表題と欧文著者名は必要。

〈書評・紹介〉：400字詰め原稿用紙10枚以内。欧文著書を扱う場合は和文表題（意識で良い）をつける。

〈卒業論文・修士論文要旨〉：刷り上がり1頁以内。

論文、研究ノート、展望、フォーラムの超過頁については著者が印刷経費を負担する。

### 4. 原稿のまとめ方

原稿はこの投稿規定に従って作成し、ただちに印刷しうる完全なものではない。

原稿は、表題、執筆者名、和文要旨、本文、注、文献の順にまとめる。

### 5. 投稿手続

送付状に必要事項を記入し、原稿および別にまとめた図、表、写真を編集委員会に送付する。

受理された原稿は原則として返却しない。図、表、写真などの返却希望の場合、送付状にその旨を明記すること。

なお、投稿者は初校用にコピーを1部保管しておくこと。

### 6. 原稿の校閲・改変・採否

投稿された原稿の校閲は、編集委員会から委嘱された閲読者（氏名は公表しない）によって行われ、その意見をもとに編集委員会が採否を決定する。また、編集委員会が必要と認めた場合、原稿内容の加除訂正を勧告する。なお、小部分の語句訂正などは、編集委員会が行うことがある。

また、投稿規定から逸脱した原稿は、受け付けない。

### 7. 校 正

初校は著者と編集委員会が行い、再校以後は編集委員会が行う。

### 8. 著 作 権

本誌に掲載された論文などの著作権は本学会に帰属する。また、論文の最終完成ファイルを、学会ウェブサイト一般公開する。

### 9. 抜 刷

論文、研究ノート、展望、フォーラムについてのみ作成し、抜刷作成に関わる費用は全額を著者が負担する（ただし投稿者が院生・学生の場合は、30部まで学会負担）。